

「確認項目及び確認文書」

(自己点検用様式)

(介護老人福祉施設)

令和6年7月

鹿児島県 介護保険室事業者指導係

301 介護老人福祉施設

※点検結果の表示→ : OK (正しくできている), : NG (正しくできていない), : 非該当

個別サービスの質に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
設備	設備 (第3条、第40条)	<ul style="list-style-type: none"> 指定申請時(更新時含む)又は直近の変更届の平面図に合致しているか【目視】 使用目的に沿って使われているか【目視】 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 平面図(行政機関側が保存しているもの) 	<input type="checkbox"/>
	内容及び手続の説明及び同意 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 入所(入居)申込者又はその家族への説明を行い、同意を得ているか 重要事項説明書の内容に不備等はないか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 重要事項説明書 (入所(入居)申込者又は家族の同意があったことがわかるもの) 入所契約書 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
運営	入退所 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> サービスを受ける必要性が高いと認められる入所(入居)申込者を優先的に入所させているか 入所(入居)者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか 入所(入居)者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等)で定期的に協議・検討しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> アセスメントの結果がわかるもの モニタリングの結果がわかるもの 施設サービス計画 入所検討委員会会議録 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	サービス提供の記録 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> 提供した具体的サービス具体的サービス内容等(サービスの提供日、サービスの内容、入所(入居)者の心身の状況、その他必要な事項)が記載されているか 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供記録 モニタリングの結果がわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

301 介護老人福祉施設

※点検結果の表示→ : OK (正しくできている), : NG (正しくできていない), : 非該当

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
人 員	従業者の員数 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所(入居)者に対し、従業者の員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・専門職は必要な資格を有しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表/勤務実績表) ・従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード, 勤怠管理システム) ・資格要件に合致していることがまかせるもの(例:資格証の写し) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	受給資格等の確認 (第5条)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等 	<input type="checkbox"/>
	運 営	利用料等の受領 (第9条、第41条)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所(入居)者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書 ・領収書
営	入所者の入院期間中の取扱い (第19条)	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときに適切な便宜を供与しているか 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録 	<input type="checkbox"/>

301 介護老人福祉施設

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	緊急時等の対応 (第20条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法が定められているか ・ 当該対応方法は年1回以上見直されているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時等における対応方法を定めたもの 	<input type="checkbox"/>
	管理者による管理 (第21条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の雇用形態がわかるもの ・ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表/勤務実績表) ・ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード, 勤怠管理システム) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	運営規程 (第23条、第46条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営における以下の重要事項について定めているか 1. 施設の目的及び運営の方針 2. 従業者の職種、員数及び職務の内容 3. 入所定員 4. 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料、その他の費用の額 5. 施設の利用に当たっての留意事項 6. 緊急時等における対応方法 7. 非常災害対策 8. 虐待の防止のための措置に関する事項 9. その他施設の運営に関する重要事項 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 	<input type="checkbox"/>

301 介護老人福祉施設

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項				
(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	(ユニット型) 1. 施設の目的及び運営の方針 2. 従業者の職種、員数及び職務の内容 3. 入居定員 4. ユニットの数及びユニットごとの入居定員 5. 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 6. 施設の利用に当たっての留意事項 7. 緊急時等における対応方法 8. 非常災害対策 9. 虐待の防止のための措置に関する事項 10. その他施設の運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・運営規程	<input type="checkbox"/>

301 介護老人福祉施設

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	勤務体制の確保等 (第 24 条、第 47 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供は施設の従業者によって行われているか ・ 入所(入居)者の処遇に直接影響する業務を委託していないか ・ 資質向上のために研修の機会を確保しているか ・ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか ・ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表/勤務実績表) ・ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ・ 研修の計画及び実績がわかるもの ・ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	業務継続計画の策定等 (第 24 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか。 ・ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的実施しているか ・ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画 ・ 研修の計画及び実績がわかるもの ・ 訓練の計画及び実績がわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

301 介護老人福祉施設

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	定員の遵守 (第 25 条、第 48 条)	・入所定員(又はユニット毎の入居定員)を上回っていないか	<input type="checkbox"/>	・国保連への請求書控え	<input type="checkbox"/>
	非常災害対策 (第 26 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか ・非常災害時の関係機関への通報及び連絡網等は整備されているか ・避難・救出等の訓練を定期的実施しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時の対応計画(管轄消防署へ届け出た消防計画(風水害、地震対策含む)又はこれに準ずる計画) ・運営規程 ・避難・救出等訓練の実施状況がわかるもの ・通報、連絡体制がわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	衛生管理等 (第 27 条)	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう次の措置を講じているか ・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会の開催(概ね3月に1回以上)その結果の周知 ・感染症の予防及び食中毒のまん延の防止のための指針の整備 ・感染症の予防及び食中毒のまん延防止のための研修及び訓練の定期実施 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催状況、結果がわかるもの ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための研修及び訓練の実施状況、結果がわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

301 介護老人福祉施設

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	秘密保持等 (第30条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に当たり、入所(入居)者から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が入所(入居)者の秘密を保持することを誓約しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に関する同意書 ・従業員の秘密保持誓約書 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	広告 (第31条)	<ul style="list-style-type: none"> ・広告は虚偽又は誇大となっていないか 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット/チラシ ・Web広告 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	苦情処理 (第33条)	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか ・苦情を受け付けた場合、内容等を記録し、保存しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

301 介護老人福祉施設

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	事故発生の防止及び発生時の対応 (第 35 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生の防止のための指針を整備しているか ・ 市町村、入所（利用）者家族等に連絡しているか ・ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか ・ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか ・ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生の防止のための指針 ・ 市町村、入所（利用）者家族等への連絡状況がわかるもの ・ 事故に際して採った処置の記録 ・ 損害賠償の実施状況がわかるもの ・ 事故発生防止のための委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・ 研修の計画及び実績がわかるもの ・ 担当者を置いていることがわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	虐待の防止 (第 35 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果の介護職員その他の従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期的実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・ 虐待の防止のための指針 ・ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ・ 担当者を置いていることがわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

301 介護老人福祉施設

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	介護現場の生産性の向上（第35条の3） ※令和9年3月31日までに努力義務	・入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか	<input type="checkbox"/>	・生産性向上のための委員会の開催状況がわかるもの	<input type="checkbox"/>

注1) () は指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）の該当条項

注2) 「運営基準」のうち虐待の防止のための措置に関する事項、「業務継続計画の策定等」、「衛生管理等」のうち感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策に関する事項、「虐待の防止」については、令和6年4月1日から完全実施